

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 処分取消請求事件

国側当事者・国(岡山東税務署長ほか)

令和5年10月31日却下・棄却・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	岡山東税務署長 今井 雄二
裁決行政庁	国税不服審判所長 伊藤 繁
同指定代理人	別紙1 指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、岡山東税務署長が令和3年5月10日付けでした交付要求処分の取消しを求め部分及び国税不服審判所長が令和4年6月2日付けで原告に対してした裁決中上記交付要求処分に係る部分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 岡山東税務署長が令和3年3月24日付けで原告に対してした令和2年分の所得税及び復興特別所得税(以下、所得税及び復興特別所得税を併せて「所得税等」という。)に係る還付金を原告の平成26年分所得税等第2期分の予定納税に充当する処分(以下「本件充当処分」という。)を取り消す。
- 2 岡山東税務署長が令和3年5月10日付けで原告に対してした原告の医療法人A(以下「A」という。)に対する令和元年11月分以降の給料(扶養手当、時間外手当、宿日直手当等を含む。)の支払請求権(以下「本件債権」という。)についての差押処分(以下「本件差押処分」という。)を取り消す。
- 3 岡山東税務署長が令和3年5月10日付けでした本件債権に対する交付要求処分(以下「本件交付要求」という。)を取り消す。
- 4 国税不服審判所長が令和4年6月2日付けで原告に対してした裁決(以下「本件裁決」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

岡山東税務署長は、原告の令和2年分の所得税等の確定申告により生じた還付金を原告の平成26年分所得税等第2期分の予定納税の一部に充当する処分(本件充当処分)を行い、ま

た、原告が平成30年分及び令和元年分の所得税等及びこれらに係る無申告加算税を法定納期限までに完納しなかったとして原告の給与支払請求権に対して差押処分（本件差押処分）を行い、さらに、令和元年12月10日付けでされた差押処分（後記2（2）イにおいて定義する令和元年差押処分（A分））の執行機関に対して交付要求（本件交付要求）をした。原告は、上記各処分に対する審査請求をしたが、国税不服審判所長は、これを棄却する旨の裁決（本件裁決）をした。

本件は、原告が、本件充当処分、本件差押処分及び本件交付要求並びに本件裁決はいずれも違法であるとして、それらの取消しを求める事案である。

#### 1 関係法令の定め

本件に関係する法令等の定めは、別紙2の1ないし別紙2の4のとおりである。

#### 2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

##### （1）原告に対する課税処分等（平成26年分ないし平成29年分）

ア 岡山東税務署長は、平成26年6月13日付けで、原告に対し、原告の平成26年分の所得税等の予定納税基準額が72万6900円、第2期（納期は同年11月1日から同年12月1日まで）において納付すべき予定納税（以下「本件予定納税」という。）の税額が24万2300円である旨などを通知した（乙12）。

岡山東税務署長は、同年12月18日、本件予定納税について上記の納期中に原告からの納付がなかったため、原告に対し、督促状によりその納付を督促した（乙13、弁論の全趣旨）。

イ 岡山東税務署長は、前記アとは別に、原告の平成26年分ないし平成29年分の所得税等について、別紙3のとおり決定処分、賦課決定処分等をした（甲9の1～9の3。以下、原告の平成26年分ないし平成29年分の所得税等（本件予定納税を含む。）並びにこれらに係る無申告加算税及び延滞税を併せて「平成26年分ないし平成29年分各国税」という。）。

##### （2）（1）に係る差押処分

ア 岡山東税務署の徴収職員は、令和元年12月10日、平成26年分ないし平成29年分各国税を徴収するため、岡山県倉敷市内に所在するA、同県浅口市内に所在する医療法人B病院（以下「B病院」という。）及び同県総社市内に所在する医療法人C（以下「C」という。）に対し、国税徴収法141条の規定に基づく財産調査（以下「本件調査」という。）を行った（甲9の1～9の3）。

イ 令和元年12月10日、本件調査の結果を踏まえ、A、B病院及びCの従業員等に対し、原告が有する各給料支払請求権（Aについては本件債権）を差押債権とする債権差押通知書がそれぞれ交付された（甲9の1～10の3、弁論の全趣旨。以下、本件債権に係る差押えを「令和元年差押処分（A分）」という。）。

ウ 岡山東税務署の徴収職員は、原告に対し、前記イの各差押通知書に係る「差押調書（債権用）（謄本）」を送付し、原告はこれらを受領した（甲10の1～10の3、弁論の全趣旨）。

##### （3）原告に対する課税処分等（平成30年分及び令和元年分）

岡山東税務署長は、原告の平成30年分及び令和元年分の所得税等について、別紙3のと

おり決定処分、賦課決定処分等をした（甲2、甲9、乙14～17。以下、原告の平成30年分及び令和元年分の所得税等並びにこれらに係る無申告加算税及び延滞税を併せて「本件各国税」という。）。

岡山東税務署長は、本件各国税について別紙3記載の納期限までに原告からの納付がなかったため、原告に対し、督促状によりその納付を督促した（甲2、乙14～17、弁論の全趣旨）。

#### （4）本件充当処分、本件差押処分及び本件交付要求

##### ア 本件充当処分

原告は、令和3年2月28日、令和2年分の所得税等について、還付金の額を2万1692円とする確定申告書を岡山東税務署長に提出した（以下、当該申告による還付金を「本件還付金」という。）。

岡山東税務署長は、本件予定納税が完納されていなかったため、令和3年3月24日付けで、本件還付金を本件予定納税の一部に充当する処分（本件充当処分）をし、国税還付金充当等通知書により原告にその旨を通知した（甲1）。

##### イ 本件差押処分

岡山東税務署の徴収職員は、令和3年5月10日、本件各国税の徴収するため、Aに対し、原告がAに対して有する給料支払請求権（本件債権）を差押債権とする債権差押通知書を送付し、Aは、同月11日、当該通知書を受領した（甲2、乙18の1～18の3）。また、同署の徴収職員は、原告に対し、本件差押処分に係る差押調書謄本を送付し、原告は同月15日、当該謄本を受領した（甲2、乙18の1、19の1、19の2）。

##### ウ 本件交付要求

岡山東税務署の徴収職員は、令和3年5月10日、本件各国税を徴収するため、令和元年差押処分（A分）の執行機関である岡山東税務署長に対し、本件交付要求をした（乙3）。また、同署の徴収職員は、同日付けで原告に対し、本件交付要求に係る交付要求通知書を送付し、原告は同月15日、同通知書を受領した（甲3、乙19の1、19の2、20）。

#### （5）再調査請求

ア 原告は、令和3年4月3日、本件充当処分を不服として再調査の請求（以下「本件再調査請求1」という。）をしたところ、岡山東税務署長は、同年6月24日付けで、本件再調査請求1を棄却する旨の決定（以下「本件再調査決定1」という。）をした（甲14、15）。

イ 原告は、令和3年5月17日、本件差押処分及び本件交付要求を不服として再調査の請求（以下「本件再調査請求2」という。）をしたところ、岡山東税務署長は、同年7月5日付けで、本件再調査請求2を棄却する旨の決定（以下、同決定と本件再調査決定1を併せて「本件各再調査決定」という。）をした（甲16、17）。

#### （6）審査請求

##### ア 審査請求書の提出等

原告は、国税不服審判所長に対し、①令和3年7月21日、本件充当処分の取消しを求める審査請求をし（乙4）、②同月27日、本件差押処分及び本件交付要求の取消しを求める審査請求をした（乙5。以下、上記①及び②の各審査請求を併せて「本件各審査請求」

という。)

#### イ 原告の求釈明に係る審理の経過等

(ア) 岡山東税務署長は、令和3年9月13日付けで、広島国税不服審判所の首席国税審判官に対し、前記ア②に係る答弁書(甲24)を提出した。

(イ) 岡山東税務署長は、前記ア②に係る審査請求の担当審判官(以下「本件担当審判官」という。)に対し、前記(ア)の答弁書(甲24)に関する事実関係及び適法性に関する主張を補足するものとして、令和3年10月13日付け意見書(乙22)を提出した。

(ウ) 原告は、本件担当審判官に対し、令和3年11月12日付け主張書面(2)(甲27)を提出した。同書面には、「改めて、立証責任を問う。」などとした上で、求釈明を求める事項(以下「原告求釈明事項」という。)が列挙されている。

(エ) 本件担当審判官は、令和3年11月12日付けで、岡山東税務署長に対し、「回答書の提出について」と題する書面(乙8)を送付し、本件差押処分について求釈明をした。

#### ウ 併合後の審理の経過等

##### (ア) 本件各審査請求の併合

本件担当審判官は、本件各審査請求を併合し、広島国税不服審判所の首席国税審判官は、令和3年11月17日付けで、原告にその旨通知した(甲32)。

##### (イ) 審理の経過

a 原告は、令和3年11月18日付けで「審査請求併合後の主張書面(1)」(甲33)及び「審査請求併合後の主張書面(1)訂正」(乙24)と題する書面を提出した。これらの書面には、「当該事項について、改めて、立証責任を問う。」などとした上で、原告求釈明事項が再度列挙されている。

b 岡山東税務署の徴収訟務官は、令和3年11月30日、本件担当審判官に対し、前記aの各書面に対する意見書は提出しない旨を電話で通知した(乙21)。

c 岡山東税務署長は、令和3年12月1日付けで本件担当審判官に対し前記イ(エ)の本件担当審判官による求釈明事項につき、回答書(甲36)を提出した。

d 原告は、令和3年12月9日付けで、本件担当審判官に対し、「審査請求書に因む主張書面」と題する書面(甲38)を提出した。同書面には、「岡山東税務署は立証責任を果たすべきであるので、改めて求釈明事項を提示する。」などとした上で、原告求釈明事項が改めて列挙されている。

##### (ウ) 審理手続の終結

a 本件担当審判官は、令和4年3月8日付けで、原告に対し、「審理の状況・予定表」と題する書面(甲39・2~4枚目)を送付した。

また、本件担当審判官は、同日付けで、原告に対し、「争点の確認表」と題する書面(以下「本件争点確認表」という。甲39・6枚目以下)を送付した。

b 原告は、本件担当審判官に対し、令和4年3月20日付け主張書面(甲41)を提出した。同書面には、本件争点確認表に対する意見として、「争点について、かなりの再整理がなされるべき現状です。納税者として、審査請求人の権利を以て、大幅な争点整理を要請します。」などと記載されている。

c 本件担当審判官は、令和4年3月23日付けで、原告に対し、「意見書の提出について」と題する書面(甲42)を送付したところ、同書面には「現在のところ、

争点を再設定する必要があるとは認められません。必要な審理を終えたと認められるときは、審理手続を終結することとなりますので、主張の追加等をされる場合には、令和4年4月7日までに意見書を提出してください」などと記載されている。

d 原告は、本件担当審判官に対し、令和4年4月3日付け主張書面（甲43）を提出した。同書面には、「争点の設定は、今のところ、処分そのものを巡っての中立のものとなっていないため、争点再設定は、理由提示なく、門前払いすることのなきよう、争点再設定をお願い致します。」などと記載されている。

e 岡山東税務署の総括官は、令和4年4月11日、本件担当審判官に対し、原告提出に係る前記dの主張書面に対して意見書を提出する予定はない旨を電話で通知した（乙25）。

f 本件担当審判官は、令和4年4月12日、本件各審査請求に係る審理手続を終結し、同月13日付けで、原告及び岡山東税務署長に対し、その旨を通知した（甲44）。

g 原告は、令和4年4月21日付けで、「「審理手続の終結通知」（令和4年13日付）取り消しの訴え」と題する書面（甲45）を提出した。

#### (エ) 本件裁決

国税不服審判所長は、令和4年6月2日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決（本件裁決）をした（甲46）。

#### (7) 本件訴訟の提起

原告は、令和4年11月30日、本件訴訟を提起した。

#### (8) その後の経緯

Aが、令和5年3月17日、岡山東税務署主任歳入歳出外現金出納官吏に対して同日時点の平成26年分ないし平成29年分各国税残額の全額に相当する607万3008円を送金したことを受け、同月27日に配当が行われ、岡山東税務署長にその全額の払渡しがされた（乙30、31）。

### 3 争点

- (1) 本件交付要求に係る取消しの訴えについての訴えの利益の存否（本案前の争点）（争点1）
- (2) 本件充当処分の適法性（争点2）
- (3) 本件差押処分の適法性（争点3）
- (4) 本件交付要求の適法性（争点4）
- (5) 本件裁決の適法性（争点5）

### 4 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点1（本件交付要求に係る取消しの訴えについての訴えの利益の存否）について（原告の主張の要旨）

原告は、本件交付要求に係る取消しの訴えについて訴えの利益を有する。

すなわち、令和元年差押処分（A分）及び本件交付要求は不適法であるため、交付が終了したことにはならない。また、岡山東税務署長は管轄外での処分権限を持たない上、配当計算書が作成された令和5年3月20日に先立つ同月17日に交付要求とは無関係に行われたAからの送金をもって交付が終了したことにはならない。

(被告の主張の要旨)

ア 本件交付要求の取消しを求める部分について

交付要求は、滞納者の財産につき滞納処分等の強制換価手続が行われた場合において、その執行機関に対して滞納に係る国税について換価代金等を交付すべきことを要求するものであることからすれば、交付要求により加入した強制換価手続において換価代金等の交付が終了した場合には、交付要求は、目的を完了したものとして、その効力が消滅すると解するのが相当である。

本件において、岡山東税務署の徴収職員は、令和5年3月17日、令和元年差押処分（A分）により差し押さえた債権の取立てとして、第三債務者であるAから、同日時点の平成26年分ないし平成29年分各国税残額の全額につき支払を受けた。そして、岡山東税務署長は、同月20日付けで配当計算書（乙31）を作成し、同月27日の換価代金等の交付期日において配当を行ったものであり、令和元年差押処分（A分）により第三債務者であるAから給付を受けた金銭の交付が行われた。そうである以上、本件交付要求の効力は消滅したものと解されるから、その取消しによって回復すべき法律上の利益はない。よって、本件交付要求の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くものとして不適法である。

イ 本件裁決中の本件交付要求に係る部分の取消しを求める部分について

審査請求は原処分の取消しを求めるものであり、その審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えの目的も究極的には原処分の取消しを求めることにあるといえるから、原処分の取消しを求める訴えの利益が消滅した場合においては、その審査請求を棄却した裁決の取消しを求める訴えの利益も消滅すると解すべきである。しかるところ、既に本件交付要求の効力は消滅しており、その取消しによって回復すべき法律上の利益はないといえる以上、本件裁決のうちの本件交付要求に係る部分の取消しを求める部分もまた、訴えの利益を欠き不適法である。

(2) 争点2（本件充当処分の適法性）について

(原告の主張の要旨)

ア 本件充当処分は、令和3年3月24日に2万1692円を本件予定納税に充当したものであるが、本件予定納税については時効が成立しているため（下記イのとおり、令和元年差押処分（A分）は無効又は不成立であるため、時効の中断は認められない。）、本件充当処分は違法である。

イ 以下のとおり、令和元年差押処分（A分）は無効又は不成立である。

(ア) 本件調査の違法性

本件調査は、滞納処分の権限の引継ぎなしに管轄区域外にある岡山東税務署の徴収職員が行っている点（国税徴収法182条2項）、国税通則法74条の9（令和2年法律第33号による改正前のもの）に基づく事前連絡がされなかった点等において違法である。

(イ) 差押調書謄本の不存在

差押処分の成立要件は、差押調書謄本の発令と到達である。

本件においては、本件調査で差押調書等が作成されたこととされているが、そもそも国税徴収法141条に基づく任意の調査において差押調書等を作成することは許されない。

また、Aの納税地を所轄しない岡山東税務署の職員は差押調書の作成権限を有しない（国税通則法43条、国税徴収法182条2項）。

さらに、「差押調書（債権用）」（甲9の1～9の3）の岡山東税務署長の決裁日は令和元年12月16日であり、同月10日は起案日にすぎないため、当該日に差押処分がされたものとは認められない。

加えて、「差押調書（債権用）（謄本）」（甲10の1～10の3）は「差押調書の謄本」であって、差押処分の成立要件である「差押調書謄本」ではない（国税徴収法55条）。

これらのことからすれば、令和元年差押処分（A分）は、差押調書謄本の発令と到達という要件を欠き、無効又は不成立である。

#### （ウ）取消訴訟の係属

平成26年分ないし平成29年分各国税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分については取消訴訟が係属中であり、その滞納は確定していない。

また、令和元年差押処分（A分）も、取消訴訟が係属中であり、その成立は確定していない。

#### （エ）その他の事情

岡山東税務署長は、B病院及びCに対して差押処分を解除する旨の通知をしたが（国税徴収法79条2項）、被告は既に部分充当をしている上（甲1）、管轄区域外であるため、解除の要件を満たしていない。

また、Aへの取立訴訟は、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律基本通達36条の7関係2（1）に定められた要件である競合債権の存在及び強制執行の実行を満たさず、違法である。

#### ウ 以下のとおり、本件充当処分に係る再調査請求の手続には違法がある。

再調査は再調査審理庁がこれを行うべきであるにもかかわらず（国税通則法81条）、本件充当処分に係る再調査請求は岡山東税務署長が棄却しており、違法である。

また、再調査審理庁は、請求人に口頭で再調査の請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならないところ（国税通則法84条）、原告はこの機会を剥奪されており、違法である。

#### （被告の主張の要旨）

ア 本件予定納税の法定納期限は平成26年12月1日であるところ、本件予定納税に係る徴収権の消滅時効は、同月18日の岡山東税務署長による督促及び令和元年差押処分（A分）により中断し、この中断の効力は、岡山東税務署長の徴収職員が本件債権の全額を取り立てて令和元年差押処分の効力が消滅した令和5年3月17日まで継続した。

そのため、本件還付金が生じた令和3年2月28日時点において、原告には納付すべき国税（本件予定納税）が存在していたものといえ、本件充当処分は、国税通則法57条1項所定の充当の要件を満たすものである。

#### イ 令和元年差押処分（A分）について

以下のとおり、令和元年差押処分（A分）は適法に成立している。

#### （ア）本件調査の適法性

本件調査は国税徴収法141条に基づく質問検査であるところ、これに当たり事前連絡を必要とする規定はない。また、原告の住所地は令和元年12月10日時点において

岡山市中区であるところ、本件予定納税の徴収の所轄庁は同区を管轄する岡山東税務署である（所得税法15条1号）。

(イ) 差押調書謄本の存在

岡山東税務署の徴収職員は令和元年12月10日、原告が同日時点で滞納していた本件予定納税を含む国税を徴収するため、本件債権を差し押さえたものであり（令和元年差押処分（A分））、その際、同署の徴収職員は、国税徴収法54条2号に基づいて差押調書（甲9）を適法に作成し、同差押調書の謄本（甲10）を原告に交付した。

ウ 本件充当処分に係る再調査請求の手續について

仮に本件充当処分に係る再調査請求の手續に違法な点があるとしても、それは本件充当処分の違法事由とはなり得ない。

(3) 争点3（本件差押処分の適法性）について

(原告の主張の要旨)

国税徴収法62条によれば、二重差押えは確定債権の存在と強制換価手續が要件である。しかるに、本件各国税の決定処分及び賦課決定処分に係る所得税等については課税処分の取消訴訟が係属中であり、その滞納は確定していない。また、前記(2)のとおり、令和元年差押処分（A分）は無効又は不成立である。

さらに、本件差押処分は、権限の引継ぎなしに管轄区域外にある岡山東税務署の徴収職員が行っており、違法である（国税徴収法182条2項）。

本件差押処分に係る再調査請求についても、再調査審理庁ではなく岡山東税務署長が棄却しており、違法である（国税通則法81条）。

(被告の主張の要旨)

ア 岡山東税務署長は、本件各国税の納付を督促する督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに原告が本件各国税を完納しなかったため、令和3年5月10日付けで第三債務者であるAに債権差押通知書を送達し、令和元年11月以降に発生する原告のAに対する給与の支払請求権（本件債権）のうち、国税徴収法76条1項により差押えが禁止されている金額を控除した残額を本件各国税の限度で差し押さえた。その際、本件徴収職員は、国税徴収法54条2号に基づき、差押調書（乙2）を作成し、その謄本（甲2）を原告宛てに簡易書留郵便で送付し、原告はこれを受領した。

したがって、本件差押処分は適法な手續を経てされたものである。

イ 平成30年分及び令和元年分の所得税等に係る徴収権に係る徴収権の行使が可能であることについて

平成30年分及び令和元年分の所得税等の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分はいずれも行政処分であり、取消権限のある者によって取り消されるまでは有効なものとして扱われるため、上記各処分に係る取消訴訟が係属中であるからといって、本件各国税に係る租税債務が確定していないことにはならない。

ウ 令和元年差押処分（A分）の適法性について

令和元年差押処分（A分）は適法であるし、行政処分であるから別途取消権限のある者によって取り消されるまでは有効なものとして扱われる。

エ 再調査請求について

仮に本件差押処分に係る再調査請求の手續に違法な点があるとしても、それは本件差押

処分 of 違法事由とはなり得ない。

(4) 争点4 (本件交付要求 of 適法性) について

(原告 of 主張 of 要旨)

平成30年分及び令和元年分 of 所得税等 of 決定処分及び無申告加算税 of 賦課決定処分については原告が取消しを求めて提起した訴訟が係属中であり、滞納は確定していないため、本件交付要求も違法である。

また、前記(2) of とおり、令和元年差押処分(A分)は無効又は不成立であるため、本件交付要求はその前提を欠くものである。

さらに、本件交付要求に係る再調査請求も、再調査審理庁ではなく岡山東税務署長が棄却しており、違法である(国税通則法81条)。

(被告 of 主張 of 要旨)

ア 岡山東税務署長は、令和元年差押処分(A分)により本件債権が差し押さえられていたことから、国税徴収法82条1項 of 定める滞納者 of 財産につき強制換価手続が行われた場合に当たるとして、同項に基づき本件交付要求をし、同署 of 徴収職員は、同条2項に基づき、交付要求通知書によりその旨原告に通知した。

したがって、本件交付要求は適法な手続を経てされたものである。

イ 平成30年分及び令和元年分 of 所得税等に係る徴収権 of 行使が可能であること、令和元年差押処分(A分)が適法であること及び再調査請求 of 手続に違法な点があるとしても本件交付要求 of 違法事由とはなり得ないことについては、いずれも前記(3) of とおりである。

(5) 争点5 (本件裁決 of 適法性) について

(原告 of 主張 of 要旨)

本件裁決は、以下 of とおり違法である。

ア 岡山東税務署は違法行為 of 隠蔽

本件担当審判官は、本件調査において原告 of 承諾なしに収集した証拠力を有しない資料 of 閲覧又は写し of 交付を原告に請求させることで(甲28)、岡山東税務署 of 違法な情報収集行為を隠蔽しようとした。

イ 求釈明 of 懈怠

本件担当審判官は、岡山東税務署長に対し、原告 of 求める求釈明を行って主張及び立証(差押調書謄本 of 提出等) of 補充を促すべきであったにもかかわらず、これを怠った。

ウ 争点整理に係る違法事由

本件担当審判官は、本件争点確認表を作成したが、原告提出に係る証拠を全て排斥した結果、「争いのない事実」には再調査審理庁が棄却 of 再調査決定をした等 of 虚偽 of 記載がされている。また、原告が本件争点確認表に対して異議を申し立てたにもかかわらず、本件担当審判官はこれを一方的に排斥した。これは、「一応確定された争点も、その後の審査請求人 of 主張 of 追加、変更又は撤回によって争点 of 再整理を行う」旨を定める審理手続指針に違背するものである。

エ 審理手続 of 終結に係る違法事由

本件担当審判官は、審理手続指針における終結 of 要件を満たしていないにもかかわらず、本件各審査請求に係る審理手続を終結した。

オ 本件裁決の内容に係る違法事由

本件裁決は、争いのない事実に対する請求人の異議が一方的に排斥された結果、存在しない差押調書謄本を存在するものとしている点、本件調査を国税徴収法141条に基づく任意調査としながら同日に強制換価手続が行われたと矛盾した認定をしている点、再調査請求につき岡山東税務署長ではなく再調査審理庁が棄却したこととしている点、令和元年差押処分（A分）は無効又は不成立であるにもかかわらずその存在を認めている点、岡山東税務署の徴収職員の徴収行為が管轄区域外で行われたことについて記載されていない点等においてその内容に虚偽がある。

（被告の主張の要旨）

ア 担当審判官には、質問検査権の発動、求釈明の活用、争点の整理、審理手続の終結の判断等について広範な裁量が認められているところ、以下のとおり、本件担当審判官は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用をしたものではなく、本件裁決は適法である。

イ 本件調査において収集した資料

本件調査が適法であることは前記（2）イ（ア）のとおりであるため、本件担当審判官は、岡山東税務署の徴収職員による違法な情報収集行為を隠蔽したものではない。

ウ 釈明権の行使

本件担当審判官は、令和元年差押処分（A分）に係る原告の主張を踏まえ、岡山東税務署長に対し、公平、迅速な審理と適正な裁決を得る目的をもって適切に釈明権を行使した（乙8）。

その余の原告の求釈明申立ては、岡山東税務署長が既に主張している事実であるにもかかわらず、その主張に不足があるなどと主張するものにすぎず、かかる原告の申立てに応じなかったことは本件担当審判官の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用とはならない。

エ 争点整理

原告の異議申立ては、原告の主張する事実や法的評価を前提としたものであり、原告独自の見解に基づき本件担当審判官による事実関係の整理や争点の設定を論難しているものにすぎないため、その排斥は本件担当審判官の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用には当たらない。

オ 審理手続の終結

前記エのとおり、争点整理の結果につき裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったといえない上、本件争点確認表の送付後に原告が主張した内容は、それまでの原告の主張を繰り返すものにすぎないことは明らかである。そのため、本件担当審判官が、追加の主張立証は必要ない旨判断して審理手続を終結したこと及びその後審理手続を再開しなかったことは、いずれも相当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件交付要求に係る取消しの訴えについての訴えの利益の存否）について

（1）認定事実

前記前提事実に加え、掲記の各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、令和元年差押処分（A分）及び本件交付要求の経緯について、次の事実が認められる。

ア Aから、令和5年3月17日、同日時点の平成26年分ないし平成29年分各国税残額の全額に相当する額の送金があったことを受け、岡山東税務署の徴収職員は、同月20日

付けで、Aに対し、「受入区分」を「差押債権受入金」とし、備考欄に「ただし納税者Xに係る分」と記載した領収証書を発行した（甲63の3、乙29～31。なお、原告は、乙29について成立の真正を争っているが、その趣旨は令和元年差押処分（A分）が無効又は不存在であることを前提とするものと解されるところ、後記2（2）のとおり当該前提は認められないため、乙29は真正に成立したものと認められる。）。

イ Aは、前記アの送金に当たり、令和5年3月16日、岡山東税務署の職員に対し、「最終確定ではありませんので「弁済」の意ではありません。」等と記載された書面を送付した（甲63の1）。

また、Aは、同月23日付けで、「【受入区分】が『差押債権受入金』とされていますが、適法ではありません。」「債権に関しては係争続行中であり（備考欄に記すべき事由）、つまり未決である。」等と記載された「令和5年3月20日付け領収書訂正依頼書」と題する書面を岡山東税務署長らに宛てて送付した（甲63の5）。

ウ 岡山東税務署の徴収職員は、令和5年3月20日付けで配当計算書を作成した。これに基づいて同月27日の換価代金等の交付期日において配当が行われたところ、平成26年分ないし平成29年分各国税に対する配当金額は607万3008円（その残額の全額）、本件各国税に対する配当金額は0円であった。（乙31）

(2) 取消訴訟における訴えの利益の必要性について

処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り提起することができる（行政事件訴訟法9条1項）。

(3) 本件交付要求の取消しを求める部分の訴えの利益について

ア 交付要求は、滞納者の財産につき滞納処分等の強制換価手続（国税徴収法2条12号）が行われた場合において、その執行機関に対して滞納に係る国税について換価代金等を交付すべきことを要求するものである。このことからすれば、交付要求により加入した強制換価手続において換価代金等の交付が終了した場合には、交付要求は、その効果が消滅するものというべきである。よって、かかる場合には、交付要求の取消しにより回復すべき法律上の利益は存しないものと解するのが相当である。

イ これを本件についてみるに、令和5年3月17日、令和元年差押処分（A分）により差し押さえた債権の取立てとして、第三債務者であるAから、同日時点の平成26年分ないし平成29年分各国税残額の全額に相当する額の送金を受け（認定事実ア）、岡山東税務署の徴収職員は、同月20日付けで配当計算書を作成し、これに基づいて同月27日の換価代金等の交付期日においてその全額につき配当が行われた（認定事実ウ）。

そうすると、本件交付要求により加入した令和元年差押処分（A分）において、第三債務者であるAから給付を受けた金銭の交付は終了したものと認められ、本件交付要求は、その効果が消滅したものと解される。したがって、原告には、もはや本件交付要求の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないものというべきである。

ウ（ア）この点につき、原告は、Aが令和5年3月17日に岡山東税務署に対して送金した607万3008円は、本件交付要求と無関係のものであるなどと主張する。

しかしながら、同月20日付け領収証書（甲63の3）によれば、上記607万3

008円は「差押債権受入金」として受け入れられている（認定事実ア）。もっとも、「令和5年3月20日付け領収書訂正依頼書」と題する書面（甲63の5）には「債権に関しては係争続行中であり（備考欄に記すべき事由）、つまり未決である。」などと記載されているが、仮に課税処分の取消訴訟が係属中であるとしても、国税徴収法上、課税処分に係る判決が確定するまでそれに基づく徴収手続を進められないことを定めた規定は見当たらず、判決等により無効又は取消しが確定するまでは当該課税処分は有効に成立しているものと扱われるべきことは明らかである。そうすると、上記607万3008円は、本件交付要求により加入した令和元年差押処分（A分）に基づいて、第三債務者であるAから給付を受けた金銭であると解するほかはない。

（イ）また、原告は、Aからの前記（ア）の送金が配当計算書の作成に先立ち行われた点が違法であると主張する。

しかしながら、配当計算書は、第三債務者等から給付を受けた金銭等を配当しようとするときに作成されるものであり（国税徴収法128条1項2号、131条）、第三債務者等からの給付を受けるより前にその作成をしなければならないというものではない。

（ウ）その他にも、原告は、本件交付要求の取消しを求める部分の訴えの利益が認められる理由として、①令和元年差押処分（A分）が不適法であること、②本件交付要求が管轄区域外で権限を持たない岡山東税務署長により行われていることなどを挙げるが、これらの点は本案で検討される事項であり、この点をおくとしても、①令和元年差押処分（A分）が適法であることは後記2（2）のとおりであり、また、②後記3（2）と同様の理由により、岡山東税務署長は本件交付要求をする権限を有するものと解される。

エ 以上説示したところからすれば、本件訴えのうち本件交付要求の取消しを求める部分については、訴えの利益を欠くものというべきである。

（4）本件裁決中本件交付要求に係る部分の取消しを求める部分の訴えの利益について

裁決の取消しを求める訴えの目的は究極的には原処分の取消しを求めることにありと解されるから、原処分を取り消すことについて法律上の利益が消滅した場合には、裁決の取消しを求める訴えの利益も消滅したと解するのが相当である。よって、本件裁決中本件交付要求に係る部分の取消しを求める部分についても、その訴えの利益がないことは明らかである。

2 争点2（本件充当処分の適法性）について

（1）本件充当処分は、本件予定納税が原告の納付すべきこととなっている国税であることを前提に、本件還付金をこれに充当したものである（国税通則法57条1項）。

（2）この点につき、原告は、本件予定納税は本件充当処分に先立って時効により消滅しており、原告の「納付すべきこととなっている国税」には該当しないため、本件充当処分はその前提を欠く旨主張する。

そこで検討するに、前提事実（1）アによれば、本件予定納税の法定納期限は平成26年12月1日であるところ、岡山東税務署長は、原告が本件予定納税を法定納期限までに納付しなかったために、同月18日付け督促状を発しており、その結果、当該督促状は通常到達すべきであったときに送達があったものと推定される（国税通則法12条1項及び2項）。そして、原告が上記督促を受けても本件予定納税を完納しなかったことから、債権差押通知

書が令和元年12月10日にAの従業員に対して交付されたものであるところ（前提事実（2）イ）、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって行われ（国税徴収法62条1項）、上記差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるのであるから（同条3項）、令和元年差押処分（A分）は効力発生要件を具備し、有効に成立したものと認められる。

したがって、本件予定納税に係る徴収権の消滅時効は、平成26年12月18日の岡山東税務署長による督促及び令和元年差押処分（A分）により中断し、この中断の効力は、差し押さえられた本件債権の全額が取り立てられ、令和元年差押処分（A分）の効力が消滅した令和5年3月17日まで継続していたものといえる（国税通則法72条3項、73条4号、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）147条2号、157条1項参照）。

よって、本件還付金が生じた令和3年2月28日時点において、原告には「納付すべきこととなっている国税」である本件予定納税が存在していたものといえるから、本件充当処分は、国税通則法57条1項所定の充当の要件を満たすものというべきである。

- (3) ア 原告は、令和元年差押処分（A分）につき、①本件調査が岡山東税務署長の管轄区域外の施設に対して行われた点、②本件調査に際し、国税通則法74条の9（令和2年法律第33号による改正前のもの）に基づく事前連絡がされなかった点において違法があると主張する。

しかしながら、①の点につき、原告の住所地は、令和元年差押処分（A分）があった令和元年12月10日時点において岡山市中区であったところ（甲10の1）、平成26年分ないし平成29年分各国税の徴収に係る所轄庁は、同区を含む岡山市内の一部を管轄する岡山東税務署である（所得税法15条1号、国税通則法43条1項）。原告が指摘する国税徴収法182条2項は、差し押さえるべき財産又は差押財産がその管轄区域外にあることを前提に、滞納処分の引継ぎをすることができる場合について定めるものであり、本件調査についてはその適用の前提を欠く。そして、所轄の税務署長等に対して他への権限の引継ぎを義務付ける規定は存在しないことから、岡山東税務署の徴収職員が本件調査を行った点に違法はない。

また、②の点につき、国税通則法74条の9は、課税標準等又は税額等を認定するための調査についての事前通知を定めたものであり、国税徴収法141条に基づく滞納処分のための財産調査については事前通知を義務付ける規定は存在しないことから、原告の上記主張は採用することができない。

- イ さらに、原告は、①国税徴収法141条に基づく本件調査において差押調書等を作成することは許されない、②岡山東税務署の徴収職員は差押調書の作成権限を有しない、③令和元年12月10日は差押調書の起案日にすぎないため、当該日に差押処分がされたものとは認められない、④「差押調書（債権用）（謄本）」（甲10の1～10の3）は国税徴収法55条の通知のために用いられる差押調書謄本ではないなどとして、令和元年差押処分（A分）は差押調書謄本の発令と到達という要件を欠き、無効又は不成立であると主張する。

しかしながら、①につき、差押調書は滞納者の財産を差し押さえたときに作成されるものであるところ（国税徴収法54条）、本件調査に引き続いて行われた令和元年差押処分（A分）後に差押調書が作成されたことに何ら違法はない。また、②につき、平成

26年分ないし平成29年分各国税の徴収の所轄庁が岡山東税務署であることは前記アのとおりであり、国税徴収法は、徴収職員に対し滞納者の国税について財産を差し押さえる権限（47条）及び差し押さえた場合に差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付する権限（54条）を付与しているため、令和元年差押処分（A分）に係る差押調書及び「差押調書（債権用）（謄本）」は、差押処分後にその所轄庁の徴収職員が作成した適法なものといえる。そして、③についても、岡山東税務署の徴収職員は上記のとおり差押調書を作成する権限を有するのであるから、同署長の決裁日が令和元年12月16日であることは、令和元年差押処分（A分）が同月10日にされたことを否定するものではない。さらに、④について、原告の指摘する国税徴収法55条は質権者等に対する差押えの通知について規定したものであり、差押処分の成立要件を定めたものではない上、徴収職員が滞納者の財産を差し押さえた際に滞納者に対して交付しなければならない差押調書の謄本（国税徴収法54条）は、令和元年差押処分（A分）に際しては岡山東税務署の徴収職員が原告に対して令和元年差押処分（A分）に係る「差押調書（債権用）（謄本）」を郵送する方法により交付している（前提事実（2）ウ）。したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

ウ 次いで、原告は、平成26年分ないし平成29年分各国税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分並びに令和元年差押処分（A分）それ自体について、取消訴訟が係属中であり確定していない点を指摘するが、課税処分は判決の確定等により無効又は取消しが確定するまで有効に成立しているものと解すべきことは前記1（3）ウ（ア）のとおりであり、また、差押処分に係る判決が確定するまで時効が中断しないことを定めた規定も見当たらず、差押処分についても、判決等によりその無効又は取消しが確定するまでは有効に成立しているものと解するのが相当である。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

エ 加えて、原告は、令和元年差押処分（A分）につき、①岡山東税務署長が、B病院及びCに対して令和元年差押処分（A分）と同時に行った差押処分を、要件を満たしていないにもかかわらず解除した、②Aへの取立訴訟が、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律基本通達36条の7関係2（1）に定められた要件を満たしていないなどとして、令和元年差押処分（A分）は違法であると主張する。

しかしながら、①につき、B病院及びCに対する差押処分は令和元年差押処分（A分）と別個の処分であり、仮にこれらの各処分に違法な点があったとしても、このことは令和元年差押処分（A分）の適法性に影響を及ぼすものではない。また、②につき、原告が指摘する基本通達は取立訴訟に補助参加する際の規律を定めたものであり、令和元年差押処分（A分）の適法性には何ら関係がない。

したがって、上記原告の主張はいずれも採用することができない。

オ さらに、原告は、本件充当処分に係る本件再調査請求1の手続が違法であると主張する。

しかしながら、仮に再調査決定の手続に違法な点があったとしても、このことは本件充当処分の適法性に影響を及ぼすものではない。この点をおくとしても、再調査審理庁は「再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関の長」をいうのであり（国税通則法81条3項）、本件再調査請求1がされている行政機関の長である岡山東税務署

長が再調査審理庁として本件再調査請求1を棄却したことは、国税通則法の規定する手続に反するものとはいえない。

また、原告は、岡山東税務署長が、原告の意見を述べる機会を与えていない点で本件再調査決定1は国税通則法84条1項に違反する旨主張するが、同署長が、同項本文に反してその意見を述べる機会を原告に与えなかったものと認めるに足る証拠はない。

したがって、上記原告の主張はいずれも採用することができない。

カ なお、原告は、令和2年度所得税等の確定申告書の見直し・確認と還付金の振込先の通知を求められたことを指摘し（甲59の1）、これは本件充当処分が違法であることと整合する旨を主張するものとも解されるが、上記通知は社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除に関する内容であり、本件充当処分の違法性を基礎付けるものではない。

(4) 以上のことからすれば、本件充当処分は適法である。

### 3 争点3（本件差押処分の適法性）について

(1) 前提事実(3)によれば、平成30年分国税の法定納期限は令和2年4月16日、令和元年分国税の法定納期限は令和3年4月15日であるところ、原告が本件各国税を法定納期限までに納付しなかったために、岡山東税務署長は、平成30年分国税については令和2年6月8日付けで、令和元年分国税については令和3年4月16日付けで督促状を発しており、その結果、上記各書類は通常到達すべきであったときに送達があったものと推定される（国税通則法12条1項及び2項）。そして、原告が上記督促を受けても本件各国税を完納しなかったことから、岡山東税務署の徴収職員が、令和3年5月10日、Aに対して債権差押通知書を送付し、同通知書は同月11日に配達された（本件差押処分。乙18の1～18の3）。債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって行い（国税徴収法62条1項）、上記差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるのであるから（同条3項）、本件差押処分は効力発生要件を具備し、有効に成立したものと認められる。

(2) これに対し、原告は、①本件各国税については、課税処分の取消訴訟が係属中であり、同各課税処分に係る債務の内容は法的に確定していない、②本件差押処分は権限の引継ぎなしに岡山東税務署長により行われている、③本件差押処分に係る再調査請求2を、再調査審理庁ではなく岡山東税務署長が棄却しているなどとして、令和元年差押処分（A分）は違法であるなどと主張する。

しかしながら、①につき、課税処分は判決の確定等により無効・取消しが確定するまでは有効に成立しているものと扱われると解すべきであることは前記1(3)ウ(ア)のとおりであり、②につき、原告の住所地は、本件差押処分があった令和3年5月10日時点においても岡山市中区であったところ（乙2）、本件各国税の徴収の所轄庁が同区を管轄する岡山東税務署であり、その権限の引継ぎを義務付ける規定が存在しないことは前記2(3)アのとおりである。③についても、仮に再調査決定の手続に違法な点があったとしても本件差押処分の適法性に影響を及ぼすものではなく、岡山東税務署長が再調査審理庁として本件再調査請求2を棄却したことが国税通則法の規定する手続に反するものとはいえないことは、前記2(3)オと同様である。

したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

(3) 以上のことからすれば、本件差押処分は適法である。

#### 4 争点5（本件裁決の適法性）について

(1) 国税通則法97条1項によれば、担当審判官が審理を行うために必要があると判断した場合には原処分庁等に対する質問検査権を行使することができるのであるから、同項の審査請求人の申立ては、担当審判官の上記質問検査権の職権発動の端緒にとどまり、同項に基づく調査を実施するか否か並びに調査の相手方及び調査の方法の選択等については、担当審判官の広範な裁量に委ねられているものと解される。また、担当審判官が、審査請求事件の審理に当たり、審査請求人又は原処分庁に対する主張や事実関係についての求釈明を活用し、事実上及び法律上の争点について整理をするか否かも、担当審判官の裁量に委ねられているものと解される。

そして、担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとされているのであって（国税通則法97条の4第1項）、必要な審理を尽くし、審理手続を終結して裁決をするに熟したかの判断についても、担当審判官の広範な裁量に委ねられているものと解される。

(2) ア この点につき、原告は、本件担当審判官が「証拠書類等の閲覧等及び担当審判官との面談について」と題する書面（甲28）を原告に送付した行為につき、処分行政庁が本件調査において原告の承諾なしに収集した証拠力を有しない資料の閲覧又は写しの交付を原告に請求させて岡山東税務署の違法な情報収集行為を隠蔽しようとしたものであり、違法であるなどと主張する。

しかしながら、本件調査に違法な点はいかなるものでもなく（前記2（3）ア参照）、また、本件担当審判官による上記書面の送付は、審理関係人である原告に保障された原処分庁から提出された物件等の閲覧又は写しの交付を請求する権利（国税通則法97条の3）に資するために行われたものであり、上記書面の送付や原告による閲覧又は写しの受領は、当該物件の証拠力に何ら影響を及ぼすものではない。

イ また、原告は、本件担当審判官が岡山東税務署長に対して求釈明を行わなかったことが違法である旨主張するところ、前提事実（6）イ及びウのとおり、原告提出に係る令和3年11月12日付け主張書面（2）（甲27）、同月18日付け「審査請求併合後の主張書面（1）」（甲33）及び同年12月9日付け「審査請求書に因む主張書面」と題する書面（甲38）には、求釈明を求める旨の記載があり、これらの求釈明の内容（原告求釈明事項）は全て同一となっている。

もっとも、原告求釈明事項は原告自身の主張を記載したものであるところ、本件担当審判官は、本件差押処分及び本件交付要求に対する審査請求に係る答弁書（甲24）及び意見書（乙22）における、上記各処分は適法であり原告の主張にはいずれも理由がない旨の岡山東税務署長の主張を踏まえ、同署長に対して「回答書の提出について」と題する書面（乙8）を送付し、原告求釈明事項の一部に関連する求釈明を行い、同署長は当該求釈明に対し、回答書（甲36）を提出したことが認められる。その後、原告は、主張書面を追加で提出するとともに、「審査請求併合後の主張書面（1）」（甲33）や「審査請求併合後の主張書面（1）訂正」（乙24）、「審査請求書に因む主張書面」（甲38）において原告求釈明事項に係る求釈明を重ねて行ったが、同署長はそれ以上の主張をしなかった。

以上のような本件各審査請求に係る審理の経過からすれば、岡山東税務署長は、原告

の主張及び本件担当審判官の求釈明を踏まえ、原告の主張に対して相応の反論をしているということができるのであって、本件担当審判官が、「回答書の提出について」と題する書面（乙８）に記載した事項のほか、必要な申立ての存在は認められないとして同署長に対して求釈明を重ねて行わなかったとしても、それは合理的な裁量の範囲内の行為であると認められる。

ウ さらに、原告は、本件担当審判官が、本件争点確認表に記載された争点に対する原告の異議申立てを一方的に排斥した点につき、審理手続指針に違背する旨主張するところ、原告は、前提事実（６）ウ（ウ）bのとおり、本件争点確認表の送付を受けた後、令和４年３月２０日付け主張書面（甲４１）により、本件争点確認表に対する意見を述べている。

しかしながら、審理手続における争点整理は担当審判官の裁量に委ねられている上、原告が令和４年３月２０日付け主張書面（甲４１）において主張する内容を踏まえても、本件争点確認表における争点整理が不適切なものであるとは認められない。そうすると、本件担当審判官が本件争点確認表に対する原告の異議申立てに応じなかったことを含め、本件担当審判官による争点整理について、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとは認められない。

また、原告は、本件争点確認表の「争いのない事実」において、再調査審理庁が棄却の再調査決定をした等の虚偽の記載がある旨主張するが、岡山東税務署長が再調査審理庁として本件各再調査決定をしたことに違法がないのは前記２（３）オ及び３（２）のとおりであり、その他に虚偽の記載の存在はうかがわれぬから、原告の上記主張も採用することができない。

エ 加えて、原告は、本件担当審判官は、審理手続指針における終結の要件を満たしていないにもかかわらず本件各審査請求に係る審理手続を終結しており、違法であるなどと主張する。

しかしながら、本件担当審判官は、令和４年３月２３日付けで、原告に対し「意見書の提出について」（甲４２）を送付し、争点を再設定する必要があるとは認められないこと、必要な審理を終えたと認められるときは審理手続を終結するため、主張の追加等をする場合には同年４月７日までに提出することを告げ、原告から提出された同月３日付け主張書面（甲４３）の写しを岡山東税務署長に送付し、同署長から意見書を提出する予定がない旨を確認して本件各審査請求に係る審理手続を終結し、その後原告から提出された「「審理手続の終結通知」（令和４年１３日付）取り消しの訴え」と題する書面（甲４５）を踏まえても審理手続を再開する必要はない旨判断したものである。そうすると、上記のような審理の状況や、原告及び岡山東税務署長の主張の内容等に照らして、本件担当審判官が審理を終結させたことについて、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったということとはできない。

オ 次いで、原告は、本件裁決の内容には虚偽の記載があり、違法であると主張する。

しかしながら、原告の上記主張は、結局において、本件担当審判官が証拠の評価を誤ったこと等により、違法な内容の本件充当処分、本件差押処分及び本件交付要求が是認されたという趣旨をいうものと解され、それは上記各処分の違法をいうものに帰するところ、本件裁決の取消しの訴えに際してこれらを理由とすることはできず、主張自体失

当であるというほかはない（行政事件訴訟法10条2項）。この点をおくとしても、既に説示したところからすれば、原告が虚偽の記載であるとして主張する諸点は、いずれも理由がないことが明らかであり、本件判決の内容が虚偽であるとは認められない。

(3) 小括

以上のとおり、本件各審査請求に係る審理手続に、本件担当審判官において、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法があるとは認められないというべきであり、その他、本件判決に違法があることをうかがわせる事情はないから、本件判決は適法である。

5 その他の原告の主張について

以上のほか、原告が種々主張する点は、いずれも主張自体失当であるか、その前提を欠くものであって、前記4までの結論を左右しない。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、本件交付要求の取消しを求める部分及び本件判決のうちの本件交付要求に係る部分の取消しを求める部分は不適法であるからこれらを却下し、その余の請求は争点4について判断するまでもなくいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 岡田 幸人

裁判官 横地 大輔

裁判官 藤本 思帆音

(別紙1)

指 定 代 理 人 目 録

八屋敦子、町田和俊、杉田弘明、玉田康治、前田澄子、清水亮、正木一紀、  
石間伏尚一、高田美菜、佛常美子、宗田直美、寺西雅俊

以 上

○ 国税通則法

(書類の送達)

第十二条 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。以下同じ。)に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

2 通常の取扱いによる郵便又は信書便によつて前項に規定する書類を送送した場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項(定義)に規定する信書便物(以下「信書便物」という。)は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

3 5 (略)

(督促)

第三十七条 納税者がその国税を第三十五条(申告納税方式による国税の納付)又は前条第二項の納期限(予定納税に係る所得税については、所得税法第百四条第一項、第百七条第一項又は第百十五条(予定納税額の納付)

(括弧内略)の納期限とし、延滞税及び利子税については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。以下「納期限」という。)までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

一 次条第一項若しくは第三項又は国税徴収法第百五十九条(保全差押)の規定の適用を受けた国税

二 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税

2 前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から五十日以内に発するものとする。

3 第一項の督促をする場合において、その督促に係る国税についての延滞税又は利子税があるときは、その延滞税又は利子税につき、あわせて督促しなければならない。

(国税の徴収の所轄庁)

第四十三条(令和四年法律第四号による改正前のもの)

国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地(括弧内略)を所轄する税務署長が行う。

ただし、保稅地域からの引取りに係る消費税等その他税関長が課する消費税等については、当該消費税等の納税地を所轄する税関長が行う。

2 3 (略)

- 4 税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、その徴収する国税について他の税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができ、
- 5 前二項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた国税局長、税務署長又は税関長は、遅滞なく、その旨をその国税を納付すべき者に通知するものとする。

(充当)

第五十七条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税(括弧内略)があるときは、前条第一項の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならない。この場合において、その国税のうち延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充当しなければならない。

2、3 (略)

(国税の徴収権の消滅時効)

第七十二条 (令和二年法律第八号による改正前のもの)

国税の徴収を目的とする国の権利(以下この節において「国税の徴収権」という。)は、その国税の法定納期限

(第七十条第三項の規定による更正若しくは賦課決定、

前条第一項第一号の規定による更正決定等又は同項第三号の規定による更正若しくは賦課決定により納付すべきものについては、これらの規定に規定する更正又は裁決

等があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。次条第三項において同じ。)から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 (略)

3 国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の完成猶予及び更新)

第七十三条 (平成二十九年法律第四十五号による改正後のもの)

国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、当該各号に定める期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始める。

一、三 (略)

四 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した

日から起算して十日を経過した日(同日前に国税徴収法第四十七条第二項(差押えの要件)の規定により差

押えがされた場合には、そのされた日)までの期間

五 (略)

(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の二 国税庁、国税局若しくは税務署（以下

「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（括弧内略）は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（括弧内略）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第二百二十三条第一項（確定損失申告）、第二百二十五条第三項（年の中で死亡した場合の確定申告）若しくは第二百二十七条第三項（年の中で出国をする場合の確定申告）（括弧内略）の規定による申告書を提出した者

ロ 所得税法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）に規定する調書、同法第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は同法第二百二十七条から第二百二十八条の三の二まで（信託の計算書等）に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは

物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

二 四（略）  
2 5（略）

（納税義務者に対する調査の事前通知等）

第七十四条の九（令和二年法律第三十三号による改正前のもの）

税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員（以下同条までにおいて「当該職員」という。）に納税義務者に対し実地の調査（括弧内略）において第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時
- 二 調査を行う場所
- 三 調査の目的
- 四 調査の対象となる税目
- 五 調査の対象となる期間
- 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2~6 (略)

(再調査の請求書の記載事項等)

第八十一条

1~2 (略)

3 再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関の長(以下「再調査審理庁」という。)は、再調査の請求書が前二項又は第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならぬ。この場合において、不備が軽微なものであるときは、再調査審理庁は、職権で補正することができる。

4~5 (略)

(決定の手続等)

第八十四条 再調査審理庁は、再調査の請求人又は参加人

(第九十九条第三項(参加人)に規定する参加人という。以下この款及び次款において同じ。)から申立てがあつた

場合には、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で再調査の請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならぬ。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2~12 (略)

(審理のための質問、検査等)

第九十七条 担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審理関係人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

一 審査請求人若しくは原処分庁(括弧内略)又は関係人その他の参考人に質問すること。

二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

三 第一号に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。

四 鑑定人に鑑定させること。

2~5 (略)

(審理関係人による物件の閲覧等)

第九十七条の三 審理関係人は、次条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、第九十六条第一項若しくは第二項(証拠書類等の提出)又は第九十七条第一項第二号(審理のための質問、検査等)の規定により提出された書類その他の物件の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を財務省令で定めるところにより表示したものの閲覧)又は当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合

において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2~5 (略)

(審理手続の終結)

第九十七条の四 担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2~3 (略)

○ 国税徴収法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜十 (略)

十一 徴収職員 税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員をいう。

十二 強制換価手続 滞納処分(その例による処分を含む。以下同じ。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう

十三 (略)

(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 (略)

253 (略)

(差押調書)

第五十四条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産で

あるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

一 (略)

二 債権(電話加入権、賃借権、第七十三条の二(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。)

三 (略)

(質権者等に対する差押えの通知)

第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押さえたときは、税務署長は、当該各号に掲げる者のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

一 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利(担保のための仮登記に係る権利を除く。)の目的となつてゐる財産 これらの権利を有する者

二 仮登記がある財産 仮登記の権利者

三 仮差押え又は仮処分がされてゐる財産 仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

(差押えの手続及び効力発生時期)

第六十二条 債権(電子記録債権法第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権(次条において「電子記録債権」という。)を除く。以下この条において同じ。)の差

押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4 (略)

(給与の差押禁止)

第七十六条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一 所得税法第八十三条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第九十条(年末調整)、第九十二条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第二百十二条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

二 地方税法第三百二十一条の三(個人の市町村民税の特例徴収)その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十七条

第一項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料(所得税法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額

四 滞納者(その者と生計を一にする親族を含む。)に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十二条(生活扶助)に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に應ずるものを勘案して政令で定める金額

五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額(その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額)

2(略)

(交付要求の手続)

第八十二条 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関(括弧内略)に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求を示なければならぬ。

2 税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 第五十五条(質権者等に対する差押の通知)の規定は、交付要求をした場合について準用する。

(配当すべき金銭)

第二百二十八条 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

- 一 (略)
- 二 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭
- 三 (略)
- 四 交付要求により交付を受けた金銭

(配当計算書)

第三百三十一条 税務署長は、第二百二十九条(配当の原則)の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

- 一 債権現在額申立書を提出した者
- 二 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者
- 三 滞納者

(質問及び検査)

第四百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財

産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四百六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 (略)
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 (略)

(税務署長又は国税局長による滞納処分の執行)

第百八十二条 税務署長又は国税局長は、この法律の定めるところにより、その税務署又は国税局所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができる。

2 税務署長又は国税局長は、差し押さえるべき財産又は差押財産がその管轄区域外にあるとき(括弧内略)は、当該税務署長又は国税局長は、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができ。

3 (略)

4 前二項の規定により滞納処分の引継ぎがあつたときは、引継ぎを受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする。

○ 所得税法

(納税地)

第十五条 所得税の納税地は、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

- 一 国内に住所を有する場合 その住所地
- 二六 (略)

○ 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律基  
本通達第三十六條の七關係

2 訴訟参加

(1) 取立訴訟への参加

強制執行又は滞納処分による差押えをした者が、当該  
差押競合債権につき取立訴訟を提起したときは、受訴  
裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で  
強制執行による差押えをした債権者の訴状又はその共  
同訴訟人として参加の申出をした者の参加の申出の書  
面の送達の時までにその債権を差押えた者に対し、共  
同訴訟人としてその取立訴訟に参加すべきことを命ず  
ることができる(この条、執行法百五十七條一項)。

(2) (略)

## 課税処分等の経過

	法定納期限等	納期限	本税	無申告加算税	督促等年月日
平成26年分	平成28年12月15日	平成29年1月16日	543,100	83,000	平成29年2月21日
平成27年分	平成28年12月15日	平成29年1月16日	944,500	163,000	平成29年2月21日
平成28年分	平成30年3月26日	平成30年4月26日	951,000	260,000	平成30年5月24日
平成29年分	平成31年3月14日	平成31年4月15日	898,900	242,000	令和元年5月16日
平成30年分	令和2年2月14日	令和2年4月16日	926,100	251,000	令和2年6月8日
令和元年分	令和3年1月29日	令和3年4月15日	42,700	10,000	令和3年4月16日